

令和5年6月14日招集
令和5年 棚倉町議会定例会6月会議提出議案町長説明要旨

本日ここに、令和5年棚倉町議会定例会6月会議の開催にあたり、提出議案の説明に先立ち、町政の現況について御報告申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める位置づけが2類相当から5類感染症に変更されたことにより、保健所などによる健康観察や生活支援が終了し、一律の外出自粛要請もなくなり、マスクの着用なども個人又は事業所の判断に委ねられることになりました。これにより、社会・経済活動ともにコロナ禍前の姿を少しずつ取り戻してきておりますが、法律上の取り扱いが変わっても新型コロナウイルスの感染力の強さや、重症化リスクがあることには変わりありませんので、引き続き町民の皆様には、場面に応じたマスクの着用、手洗いや手指の消毒及び換気などの基本的な感染対策を励行していただき「うつらない」「うつさない」ための対応をお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種についてであります。本年度も引き続き、国の方針に基づいて無料でワクチン接種を2回実施することにしております。1回目については、既に5月22日から65歳以上の方及び基礎疾患のある5歳から64歳までの方等を対象に実施しており、2回目については、秋頃を目途にワクチン接種を希望される5歳以上のすべての方を対象に実施してまいります。

次に、今月4日に実施しました全町一斉クリーンアップ作戦についてであります。早朝より多くの町民の皆様にご協力を賜り、道路を中心に町内全域の清掃を実施することができました。環境美化に対する町民の皆様の御理解と御協力に改めて感謝と御礼を申し上げます。

次に、緊急経済対策支援事業についてであります。コロナ禍における原油高や物価高騰等の影響による町民の皆様の負担増を少しでも軽減できるよう、本年度につきましても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、8月から町内の飲食店や店舗及び事業所などで使用できる町民1人あたり5千円分の「たなぐら応援クーポン券」を発行し、町内における消費喚起と地域経済の支援を図ってまいります。

次に、棚倉町企業誘致推進員についてであります。推進員として活動していただいております町議会議員の皆様をはじめ、たなぐら応援大使や町内事業所から

推薦のあった32名の方に、4月1日から2年間の委嘱をしたところであります。今後は推進員の方々に誘致活動を円滑に進めていただけるよう随時情報提供を行い、企業誘致に努めてまいります。

次に、山本キャンプ場についてであります。昨年度バンガロー整備が完了し、4月に第1キャンプ場をリニューアルオープンしましたが、キャンパーからの注目度が高く、オープンと同時に多くの利用申し込みがあり、ゴールデンウイークの期間中は、テントサイト、バンガローともに定員を大きく超える申し込みがあるなど、県内外から多くのお客様にご利用いただいたところであります。引き続き、山本キャンプ場をはじめ各観光施設において、利用者の期待に応える施設の整備を推進し、観光誘客の更なる増加に努めてまいります。

次に、各文化・スポーツ団体の活動状況についてであります。新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけ変更が発表されて以降、各団体の活動も元に戻りつつあり、通常通りの総会が開催されているほか、催し物や講座、大会等の開催が今後予定されているところであります。倉美館の改修工事前最後の自主事業として5月7日に開催しました「さかなクン」講演会には、多くの親子連れのお客様にご来場いただき満席になるなど、コロナ禍前の活況が戻ってきているところであります。また、棚倉運動広場も、中学校野球大会やサッカー、グラウンドゴルフのほか、ルネサンス棚倉を利用したスポーツ合宿のお客様など、多くの方々に利用されているところであります。両施設ともに今月から始まる大規模改修工事期間中の利用ができなくなることから、利用者の皆様にはご不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、棚倉城跡西側の石垣改修についてであります。昨年度災害復旧事業として採択されましたので、本年度中に石垣全体の変動量調査を実施し、その調査結果を基に今後の具体的な改修計画を策定し、石垣の改修を実施してまいります。

次に、令和4年度の決算概況について申し上げます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰が日常生活や経済活動に大きく影響する中、地域経済の支援対策として、全町民を対象とした町内限定のクーポン券の発行事業を実施したほか、社会資本整備総合交付金事業、森林再生事業など国・県の補助事業に積極的に取り組み、概ね所期の目的は達成できたものと考えております。その結果、一般会計では、約74億865万円の歳出決算となりました。また、国民健康保険特別会計では、約11億9千46万円の歳出決算となり、上水道事業会計では、収益的収支で約3千316万円の純利益となったほか、その他の特別会計につきましても、それぞれ会計目的に沿った事業を適切に執行するこ

とができました。

さて、本定例会に提出いたします議案は、専決処分の報告5件、令和4年度繰越明許費繰越しの報告3件、条例の一部改正に関する議案2件、廃止に関する議案1件、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算に関する議案3件、土地の処分に関する議案1件、スクールバス購入契約に関する議案1件、工事請負契約の締結に関する議案2件、総合事務組合の規約変更に関する議案1件の総数19件であり、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告についてであります。その内容は、令和4年度棚倉町一般会計補正予算であり、事務事業の確定に伴い増額補正したものであります。歳入につきましては、地方消費税交付金及び雑入等を増額補正し、歳出につきましては、総務費、民生費及び教育費等を減額補正したものであります。

次に、報告第2号 専決処分の報告についてであります。その内容は、令和4年度棚倉町国民健康保険特別会計補正予算であり、事務事業の確定に伴い減額補正したものであります。

次に、報告第3号 専決処分の報告についてであります。その内容は、令和4年度棚倉町公共下水道事業特別会計補正予算であり、事務事業の確定に伴い減額補正したものであります。

次に、報告第4号 専決処分の報告についてであります。その内容は、棚倉町税条例の一部を改正する条例であり、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、6年度町民税の森林環境税徴収等に伴う改正、固定資産税の特例措置の改正、軽自動車税の環境運用基準の変更に伴う改正及び納税環境整備に係る改正などが行われたことに伴い、税条例についても所要の改正をしたものであります。

次に、報告第5号 専決処分の報告についてであります。その内容は、棚倉町道路占用料等条例の一部を改正する条例であり、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例が公布されたことに伴い、県の道路占用料との均衡を図るため町の道路占用料についても所要の改正をしたものであります。

次に、報告第6号 令和4年度棚倉町繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和4年度一般会計予算において、繰越明許費として設定いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業費をはじめとした7件について、事業費3億1千

781万3千800円を5年度へ繰越したことにより、報告するものであります。

次に、報告第7号 令和4年度棚倉町繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和4年度公共下水道事業特別会計予算において、繰越明許費として設定いたしました公共下水道事業費について、事業費2千522万円を5年度へ繰越したことにより、報告するものであります。

次に、報告第8号 令和4年度棚倉町繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和4年度農業集落排水事業特別会計予算において、繰越明許費として設定いたしました農業集落排水事業費について、事業費6千671万5千円を5年度へ繰越したことにより、報告するものであります。

次に、議案第33号 棚倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。主な内容は、地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の改正及び低所得者の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の改正並びに前年分所得の確定に伴う本算定に基づき、税率等を改正しようとするものであります。

なお、これらにつきましては、国民健康保険事業の運営に関する協議会へ諮問し、5月25日付で改正原案に異議のない旨の答申を得ておりますので御報告を申し上げます。

次に、議案第34号 棚倉町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。棚倉第2及び館ヶ丘地区の工場適地について、工場立地法の基準に基づく緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を緩和し、工場等の増設等にかかる用地の有効活用が図れるよう所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第35号 棚倉町新型コロナウイルス感染症対策資金貸付基金条例を廃止する条例についてであります。この基金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者が、コロナ関連の融資を受けるまでのつなぎ融資の財源として創設しましたが、当初の役割を終了したものとして、基金条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第36号 令和5年度棚倉町一般会計補正予算についてであります。主な内容は、歳入につきましては、国・県支出金、繰越金の増額補正であり、歳出につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策支援事業などの増

額補正であり、いずれも緊急性の高い事務事業について補正をしようとするものがあります。

次に、議案第37号 令和5年度棚倉町国民健康保険特別会計補正予算についてですが、主な内容は、歳入につきましては、本算定に伴う国民健康保険税及び繰越金などの増額補正であり、歳出につきましては、国民健康保険事業費納付金等を増額補正しようとするものであります。

次に、議案第38号 令和5年度棚倉町公共下水道事業特別会計補正予算についてですが、主な内容は、歳入につきましては、一般会計繰入金の増額補正であり、歳出につきましては、工事請負費の増額補正をしようとするものであります。

次に、議案第39号 土地の処分についてですが、舘ヶ丘地内の沈砂池を埋め立てた町有地について、隣接する企業から事業拡張に伴い当該土地を購入したい旨の申し出があったことから、売却しようとするものであります。

次に、議案第40号 スクールバス購入契約締結についてですが、児童・生徒を安全、かつ、効率的に送迎するため、法定耐用年数を経過したスクールバスを更新し、新たに29人乗りのスクールバス2台を購入する契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第41号 棚倉町文化センター長寿命化改修工事請負契約締結についてですが、平成7年11月に開館して以来27年が経過し、施設の損耗が著しいことから、長寿命化改修工事を行うものであり、主な内容は、屋根、内外壁、天井等の老朽化した箇所の改修と電気及び機械設備等の更新であり、5年度、6年度の継続事業として取り組み、工事の完成を6年12月として工事請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第42号 棚倉運動広場大規模改修工事請負契約締結についてですが、昭和50年に整備した棚倉運動広場と昭和55年に設置した夜間照明設備の老朽化による機能低下が著しいことから、大規模改修工事を行うものであり、主な内容は、排水施設を中心としたグラウンド造成と夜間照明設備の更新等であり、工事の完成を6年1月として工事請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第43号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更についてですが、構成団体が脱退したことに伴い、福島県市町村総合事務組合同約を変更することについて

議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提出いたします議案の概要であります。提出議案以外に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資しております白河地方土地開発公社、株式会社ルネサンス棚倉及び一般財団法人棚倉町活性化協会の経営状況について提出いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、議案の詳細につきましては、それぞれ主管課長より説明させますので、慎重御審議の上御議決賜りますようお願い申し上げまして、提出議案の説明といたします。